

2 協定関係

(1) 福井県・市町村災害時相互応援協定

(趣旨)

第1条 この協定は、災害対策基本法第67条および68条の規定の趣旨に基づき、県内において災害が発生し、被災市町村独自では十分な応急措置が実施できないときに、県および県内市町村が協力して支援を実施するため、必要な事項について定めるものとする。

(連絡窓口)

第2条 県および市町村は、災害が発生した場合に、速やかに必要な情報を相互に伝達するため、あらかじめ連絡担当部局を定め、連絡体制をとるものとする。

(県および隣接市町村における情報収集・伝達)

第3条 災害が発生した場合、県および隣接市町村は、被災市町村における被災状況等の情報収集に積極的に努めるものとする。

2 隣接市町村は、収集した情報を県に速やかに報告するものとする。

3 収集した被災状況、応急活動等の情報を速やかに他の市町村に伝達するものとする。

(県の役割)

第4条 県は、被災市町村から応援要請があった場合は、速やかに連絡調整を行うとともに応急措置を講じ、または他の市町村に対し応援を求めるものとする。

2 県は、災害の規模、場所または被災市町村からの応援要請内容に照らし、必要と認めた場合、速やかに防災機関または他県に応援を求めるものとする。

(応援の内容)

第5条 応援の内容は次に掲げるとおりとする。

- (1) 食料、飲料水および生活必需物資並びにその供給に必要な資機材の提供および斡旋
- (2) 被災者の救出、医療、防疫、施設等の応急復旧等に必要な資機材および物資の提供および斡旋
- (3) 救援および救助活動に必要な車両等の提供および斡旋
- (4) 救援、医療、防疫、応急復旧活動等に必要な職員の派遣
- (5) ボランティアの斡旋
- (6) 児童生徒の受入れ
- (7) 被災者に対する住宅の斡旋
- (8) 前各号に掲げるもののほか、特に要請があった事項

(応援要請の手続き)

第6条 応援を受けようとする市町村は、県および市町村に対して次の事項を明らかにし

て無線または電話で応援要請し、後に速やかに別に定める様式により提出するものとする。

- (1) 被害の状況
 - (2) 前条第1号から第3号までに掲げる応援を要請する場合にあっては、物資等の品名および数量等
 - (3) 前条第4号に掲げる応援を要請する場合にあっては、職員の職種および人員
 - (4) 応援場所および応援場所への経路
 - (5) 応援の期間
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、必要な事項
- 2 被災市町村から直接応援要請を受けた市町村は、速やかに応援内容を県に対して報告するものとする。

(応援経費の負担)

第7条 応援に要した経費は、原則として応援を受けた市町村の負担とする。

- 2 応援を要請した市町村が、前項に規定する経費を支弁するいとまがなく、かつ応援を要請した市町村から申し出があった場合は、応援を要請された市町村は、一時繰替支弁するものとする。

(自主応援の実施)

第8条 災害が発生し、被災市町村との連絡がとれない場合において、応援を行おうとする市町村が必要と認めたときは、職員を派遣し被災地の情報収集を行うとともに、当該情報に基づいて必要な応援を行うことができる。

- 2 応援を行おうとする市町村は、応援内容を県に対して報告するものとする。
- 3 前項に基づく応援については、第6条に定める要請があったものとみなす。

(物資等の携行)

第9条 応援を行おうとする市町村は、職員等を派遣する場合には、自ら消費または使用する物資等を携行させるように努めるものとする。

(日頃の災害に対する備え)

第10条 県および市町村は、日頃の防災意識の高揚を図るとともに、防災施設および資機材の整備および防災に関する組織の育成に努めるものとする。

(訓練の実施)

第11条 市町村は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、市町村防災訓練を実施するとともに、毎年実施している県防災総合訓練に積極的に参加するよう努めるものとする。

(市町村消防防災連絡会議の開催)

第12条 県と市町村は、この協定が円滑に行われるよう、毎年および必要に応じ市町村消

防災連絡会議を開催して、防災に関する必要な情報を交換するものとする。

(その他)

第13条 この協定の実施に関し、必要な事項およびこの協定に定めのない事項は、県および市町村が協議して定めるものとする。

附則

この協定は、平成8年2月23日から適用する。

この協定の成立を証するため、県および各市町村記名押印の上、各1通を保有する。

平成8年2月23日

福井県知事
福井市長
敦賀市長
武生市長
小浜市長
大野市長
勝山市長
鯖江市長
美山町長
松岡町長
永平寺町長
上志比村長
和泉村長
三国町長
芦原町長
金津町長
丸岡町長
春江町長

坂井町長
今立町長
池田町長
南条町長
今庄町長
河野村長
朝日町長
宮崎村長
越前町長
越廼村長
織田町長
清水町長
三方町長
美浜町長
上中町長
名田庄村長
高浜町長
大飯町長

(2) 福井県防災ヘリコプター応援協定

(目的)

第1条 この協定は、福井県下の市町村および消防の一部事務組合(以下「市町村等」という。)が、災害による被害を最小限に防止するため、福井県の所有する防災ヘリコプター(以下「防災ヘリ」という。)の応援を求めることについて、必要な事項を定めることを目的とする。

(協定区域)

第2条 この協定区域は前条の市町村等の区域とする。

(災害の範囲)

第3条 この協定において、災害とは、消防組織(昭和22年法律第226号)第1条に規定する災害をいう。

(応援要請)

第4条 この協定も基づく応援要請は、災害が発生した市町村等(以下「発令市町村等」という。)の長が、次のいずれかに該当し、防災ヘリの活動を必要と判断する場合に、福井県知事(以下「知事」という。)に対して行うものとする。

- (1) 災害が、隣接する市町村等に拡大し、または影響を与えるおそれのある場合
- (2) 発令市町村等の消防力によっては、防御が著しく困難と認められる場合
- (3) その他救急搬送等、緊急性があり、かつ、防災ヘリ以外に適切な手段がなく、防災ヘリによる活動が最も有効な場合

(応援要請の方法)

第5条 応援要請は、福井県防災航空事務所長に次の事項を明らかにして行うものとする。

- (1) 災害の種別
- (2) 災害発生の日時、場所および被害の状況
- (3) 災害発生現場の気象状態
- (4) 災害現場の最高指揮者の職・氏名および連絡方法
- (5) 飛行場離着陸場の所在地および地上支援体制
- (6) 応援に要する資機材の品目および数量
- (7) その他必要な事項

(防災航空隊の派遣)

第6条 知事は、前条の規定により応援要請を受けたときは、災害発生現場の気象状態を確認の上、応援するものとする。

2 前条の規定による要請に応ずることができない場合は、知事は、その旨を速やかに発令市町村等の長に通報するものとする。

第7条 前条第1項の規定により応援する場合において、災害現場における防災航空隊の隊員(以下「隊員」という。)の指揮は、発災市町村等の定める災害現場の最高責任者が行うものとする。

(消防活動に従事する場合の特例)

第8条 応援要請に基づき隊員が消防活動に従事する場合には、発災市町村等の長から隊員を派遣している市町村等の長に対し、福井県市町村消防相互応援協定(以下「相互応援協定」という。)第5条の規定に基づく応援要請があったものとみなす。

(経費負担)

第9条 この協定に基づく応援に要する経費は、相互応援協定第8条の規定にかかわらず、次の各号に定めるところにより負担するものとする。

- (1) 応援のために生じる隊員の手当、燃料費等の運航経費および事故により生じた経費は、福井県の負担とする。火災防御活動に使用した消火剤については、発災市町村等の負担とする。
- (2) 前号以外の経費については福井県と関係市町村等が、その都度協議のうえ決定する。

(その他)

第10条 この協定に定めのない事項は、福井県および市町村等が協議して定めるものとする。

(適用)

第11条 この協定は、平成9年4月1日から適用する。

福井県防災ヘリコプター使用要領

第1章 総則

(趣旨)

第1 この要領は、福井県防災ヘリコプター運航管理要綱（以下「要綱」という。）第23条の規定に基づき、防災ヘリコプターの使用手続きに関して、必要な事項を定めるものとする。

(他の規定との関係)

第2 防災ヘリコプターの使用手続きに関しては、要綱および福井県防災ヘリコプター応援協定（以下「協定」という。）に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

第2章 緊急運航

(緊急運航の要請)

第3 要綱第18条第1項の緊急運航の要請は、協定に基づき、災害等が発生した市町村および消防の一部事務組合（以下「市町村等」という。）の長が運航管理責任者に行う。

2 前項の要請は、運航管理責任者に対して速報後、防災ヘリコプター緊急運航要請書（様式第1号）により行うものとする。

(緊急運航の決定)

第4 要綱第19条第1項の緊急運航の決定は、運航管理責任者が防災ヘリコプター緊急運航決定書（様式第2号）により行うものとする。

(緊急運航の報告)

第5 運航指揮者は、緊急運航を終了した場合には、緊急運航速報（様式第3号）により、速やかに活動の内容を運航管理責任者に報告するものとする。

2 緊急運航を要請した市町村等の長は、災害等が収束した場合、災害状況報告書（様式任意）により、その旨を運航管理責任者に報告するものとする。

3 運航管理責任者は、緊急運航を行ったときは、緊急運航報告書（様式第4号）を作成し、速やかに、運航監督者に報告しなければならない。

(緊急運航の受け入れ体制)

第6 緊急運航を要請した市町村等の長は、防災航空隊と密接な連絡を図るとともに、必要に応じ、次の受け入れ体制を整えるものとする。

- (1) 離着陸場所の確保および安全対策
- (2) 傷病者等の搬送先の離着陸場所および病院等への搬送手配
- (3) 空中消火用資機材、空中消火基地の確保
- (4) その他必要な事項

第3章 災害予防活動

(災害予防活動の使用申請)

第 7 要綱第 15 条第 1 項第 6 号に定める災害予防活動を予定する者は、運航管理責任者に 2 月末日までに翌年度の使用予定について防災ヘリコプター災害予防活動使用年間予定表(様式第 5 号)を提出し、かつ、使用月の前々月の末日までに、防災ヘリコプター災害予防活動使用申請書(様式第 6 号)を提出しなければならない。

(災害予防活動の使用承認)

第 8 運航管理責任者は、第 7 の申請があったときは、その使用目的、使用内容等を審査の上、適当と認めるときは、その使用を承認するものとする。

2 運航管理責任者は、前項により承認した場合は、防災ヘリコプター災害予防活動使用承認書(様式第 7 号)を申請者に交付するものとする。

第 4 章 防災訓練等参加

(防災訓練等への参加基準)

第 9 防災ヘリコプターの防災訓練への参加は、市町村等が主催する防災訓練および消防訓練(以下「防災訓練等」という。)とする。

2 防災ヘリコプターによる訓練は、救急活動訓練のみまたは救助活動訓練、災害応急対策活動訓練もしくは火災防御訓練のうち 2 種目以内とする。

(防災訓練等への参加依頼)

第 10 防災訓練等に防災ヘリコプターの参加を希望する市町村等の長は、訓練月の前々月の末日までに、防災ヘリコプター防災訓練等参加依頼書(様式第 8 号)に防災訓練等の計画書を添えて運航管理責任者に提出しなければならない。

(防災訓練等への参加決定)

第 11 運航管理責任者は、第 10 の依頼があったときは、訓練場所の飛行条件の調査を行ったうえ、適当と認めるときは、その参加を決定するものとする。

2 運航管理責任者は、前項により決定した場合は、防災ヘリコプター防災訓練等参加通知書(様式第 9 号)を市町村等の長に交付するものとする。

3 運航管理責任者は、前項の参加通知に必要な条件を付けることができるものとする。

(防災訓練等への参加の中止)

第 12 運航管理責任者は、当日の気象条件が防災ヘリコプターの運航に適さない場合には、防災ヘリコプターを使用する訓練の一部または全部を中止するものとする。

(防災訓練等への参加時の市町村等の措置)

第 13 市町村等の長は、第 11 の参加通知があった場合、次の措置を行わなければならない。

(1) 防災ヘリコプターの離着陸場を確保し、航空法施行規則第 172 条の 2 に規定する飛行、場外離着陸許可申請に係る場外離着陸場の位置図、周辺詳細図、土地使用承諾書を作成

のうえ、訓練日の1ヶ月前までに運航管理責任者に提出する。

- (2) 離着陸地帯には所定の標識を設け、散水等必要な措置を講ずる。
- (3) 防災ヘリコプターの離着陸に際しては、人員を配置して離着陸地帯およびその周辺への立入を禁止する。
- (4) 防災ヘリコプターの離着陸に伴う騒音、砂塵等について、事前に離着陸場周辺住民に理解を得る。なお、万一これらの苦情等が発生した場合には、市町村等の責任で処理する。
- (5) 場外離着陸場の確認のため、航空隊が行う事前調査、訓練等に際し、(2)～(4)の措置を講ずる。
- (6) 訓練に必要な資機材の借用、陸上輸送等が必要な場合には、所要の協力を行う。

(附則)

この要領は、平成9年4月1日から施行する。

(3) 福井県広域消防相互応援協定書

(目的)

第1条 この協定は、消防組織法(昭和22年法律第226号)第39条の規定に基づき、福井県内の市町(消防事務を処理する一部事務組合が設けられている場合は、当該一部事務組合とする。以下同じ。)における相互応援体制を確立し、消防力の強化を図ることを目的とする。

(協定区域)

第2条 協定区域は、この協定書により協定した市町(以下「関係市町」という。)の区域とする。

(災害の範囲)

第3条 この協定において「災害」とは、消防組織法第1条に規定する災害で、応援活動が必要とするものをいう。

(応援の種別)

第4条 この協定による応援は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 普通応援 関係市町が接する地域及び当該地域周辺部で災害が発生した場合に、被災市町の長(一部事務組合にあっては、管理者とする。以下同じ。)の要請を待たずに出動する応援
- (2) 特別応援 関係市町の区域内に災害が発生した場合に、被災市町の長の要請に基づいて出動する応援。ただし、通信の途絶等により被災地との連絡をとることができないときは、関係市町の長は、被災市町の長からの要請があったものとみなし応援出動することができる。

2 前項第1号に規定する普通応援については、この協定書に定めるもののほか、関係市町の長が別に定めることができる。

(応援要請)

第5条 特別応援を要請しようとする市町(以下「受援市町」という。)の長は、次の事項を明確にして応援する市町(以下「応援市町」という。)の長に対し応援の要請を行うものとする。

- (1) 災害の種別
- (2) 災害の発生場所及び災害の状況
- (3) 応援隊の種別、隊数及び人員
- (4) 防ぎよに必要な資機材の種別及び人員
- (5) 集結場所
- (6) その他必要な事項

2 受援市町の長は、事後速やかに前各号に掲げる事項を記載した文書を応援市町の長に提出しなければならない。

- 3 普通応援で出動した場合は、応援市町の長は、直ちにその旨を被災市町の長に連絡するものとする。

(応援隊の派遣)

第6条 応援市町の長は、当該市町の区域内の警備に支障のない範囲において、応援隊を派遣するものとする。

- 2 応援市町の長は、前項の規定により応援隊を派遣したときは、出発時刻、出動人員、機械器具、消火薬剤等の数量及び到着予定時刻を受援市町の長に通報するものとする。ただし、派遣しがたいときは、その旨を直ちに通報するものとする。

(応援隊の指揮)

第7条 この協定に基づき応援のため出動した消防隊、救急隊及びその他の隊は、受援市町の消防長の指揮の下に行動するものとする。

(経費の負担)

第8条 応援に要した経費については、次により負担するものとする。

- (1) 人件費及び消費燃料等の経常的経費並びに公務災害補償費は、応援市町の負担とする。
- (2) 消火薬剤及び食料費等の経費は、受援市町の負担とする。
- (3) その他多額の経費を要する場合は、その都度、当該関係市町の長が協議のうえ定める。

(疑義)

第9条 この協定に定めのない事項、又はこの協定に定める事項に疑義が生じたときは関係市町の長が協議して決定するものとする。

(委任)

第10条 この協定の運用に関し必要な事項は、関係市町の消防長が協議のうえ定める。

(改廃)

第11条 この協定の改廃は、関係市町の長が協議のうえ行うものとする。

(有効期間)

第12条 この協定の有効期間は、平成18年3月20日から平成20年3月31日までとする。

- 2 前項の期間満了の日1ヶ月前までに、いずれかの関係市町からも何らかの意思表示がないときは、更に2年間有効期間を延長するものとし、以後この例によるものとする。

この協定の成立を証するため、本書9通を作成し、関係市町の長は記名押印のうえ各1通を保有するものとする。

附 則

この協定書は、平成 18 年 3 月 20 日から施行する。

平成 18 年 4 月 1 日

附 則

この協定書は、令和元年 6 月 1 日から施行する。

令和元年 6 月 1 日

福井市長	東村 新一
敦賀美方消防組合管理者	渕上 隆信
南越消防組合管理者	奈良 俊幸
若狭消防組合管理者	松崎 晃治
大野市長	石山 志保
勝山市長	山岸 正裕
鯖江・丹生消防組合管理者	牧野 百男
嶺北消防組合管理者	坂本 憲男
永平寺町長	河合 永充

(4) 福井県市町村防犯隊相互応援協定書

(目的)

第 1 条 この協定は、福井県内の市町村が相互に協力して防犯隊の応援派遣を行うために必要な事項を定めるものとする。

(応援派遣の要請)

第 2 条 各市町村の長は、次に掲げる場合に置いて、当該市町村防犯隊のみでは十分な応急措置または警戒活動が行えないときには、他の市町村の長に対し、防犯隊の応援派遣を要請することができる。

(1) 災害、事件、事故が発生した場合

(2) 多数の者の集結が予想される大規模な催事、試合等が開催される場合

2 各市町村の長は、前項の規定に基づく要請を受けたときは、要請を行った市町村(以下「要請市町村」という。)へ防犯隊を応援派遣することができる。

(要請の手続き)

第 3 条 要請市町村の長は、要請先の市町村の長に対し、別に定める様式により次の各号に掲げる事項を明らかにして要請を行うものとする。

ただし、急を要する場合は無線または電話等で要請し、後に速やかに前記様式を提出するものとする。

(1) 要請する理由

(2) 派遣を要請する人員

(3) 必要な服装および資機材

(4) 集結場所および集結場所への経路

(5) 応援期間

(派遣隊の指揮)

第 4 条 応援派遣された防犯隊は、要請市町村の長の指揮の下に行動するものとする。

(経費の負担)

第 5 条 応援派遣に要した経費は、要請市町村の負担とする。

2 要請市町村が前項に規定する経費を支弁するいとまがなく、かつ要請市町村から申し出があった場合は、応援派遣を要請された市町村は、一次繰替支弁するものとする。

(派遣隊員の公務災害補償)

第 6 条 応援派遣された隊員は、福井県市町村非常勤務職員公務災害補償等条例(昭和 42 年 福非公災条例第 3 号)の規程に基づき、公務遂行中の災害により死亡または負傷したものと認められたとき、補償を受けることができる。

(協議)

第7条 この協定の実施に関し、必要な事項およびこの協定に定めのない事項は、関係市町村の長が協議して定めるものとする。

附 則

- 1 この協定は、平成10年1月1日から適用する。
- 2 この協定の成立を証するため、本書35通を作成し、各関係市町村の長は記名押印の上、各1通を保有するものとする。

平成9年12月9日

(5) 災害時相互応援協定一覧

① 公的機関との協定

協定名称	協定の相手	締結年月日	主な内容等
福井県・市町村災害時相互応援協定	県、県内市町村	H8. 2. 23	相互応援
福井県広域消防相互応援協定	県内消防本部	H8. 6. 27	相互応援
越前・加賀みずといで湯の文化連邦災害時相互応援協定	福井県坂井市、石川県加賀市	H19. 3. 15	物資提供、職員派遣
近隣市防災協力体制協定	石川県加賀市・小松市	H17. 11. 1	資機材の提供、職員の派遣
災害時相互応援協定	高知県香美市	H21. 3. 1	資機材の提供、職員の派遣
近畿2府4県内の工業用水道事業者の災害時等の相互応援に関する覚書	工業用水道事業者	H23. 4. 1	資機材提供、職員派遣
災害時相互応援協定	新潟県妙高市	H24. 5. 18	相互応援
災害時等の応援に関する申し合わせ	近畿地方整備局	H24. 9. 25	リエゾンの派遣、機器の貸与等
災害時における相互応援に関する協定	長野県茅野市	H26. 8. 17	資機材の提供、職員の派遣
災害時相互応援協定	栃木県小山市、静岡県富士宮市、兵庫県西宮市、富山県南砺市	H26. 10. 26	資機材の提供、職員の派遣
災害時相互応援協定	茨城県下妻市	H27. 11. 16	資機材の提供、職員の派遣

② 法人・公的機関との協定

協定名称	協定の相手	締結年月日	主な内容等
災害時の医療救護活動に関する協定	坂井市、坂井地区医師会	H19. 3. 1	救護活動
災害時における応急救護用燃料の供給に関する協定	福井県エルピーガス協会	H19. 10. 22	ガスの供給
災害時における福井県災害対応技術指導員の活用に関する協定	福井県建設技術公社	H20. 7. 22	被害調査、復旧支援
災害時における応急対策活動に関する協力協定	北陸電気保安協会	H21. 3. 31	電気設備応急対策
災害時における建築物等の解体撤去に関する協定	福井県建物解体業協会	H21. 4. 16	建物の解体、廃棄物の撤去
災害時における公共土木施設の応急対策に関する協定	坂井郡建設業協会	H21. 7. 29	公共土木施設の復旧
災害時における応急対策業務に関する協定	坂井建設連合会	H22. 2. 17	応急復旧作業
福祉避難所の設置運営に関する協定	あわら市社会福祉協議会	H22. 3. 25	金津雲雀ヶ丘寮

協定名称	協定の相手	締結年月日	主な内容等
福祉避難所の設置運営に関する協定	医療法人至捷会	H22. 5. 11	ナイスケア木村
福祉避難所の設置運営に関する協定	社会福祉法人坂井福祉会	H22. 5. 11	ウエルネス木村
福祉避難所の設置運営に関する協定	社会福祉法人緑進会	H22. 5. 11	芦原メロン苑
福祉避難所の設置運営に関する協定	社会福祉法人ハスの実の家	H22. 5. 11	ハスの実の家
福祉避難所の設置運営に関する協定	社会福祉法人サンホーム	H22. 5. 11	金津サンホーム
災害時における建築物に係る応急対策に関する協定	福井県木材組合連合会坂井支部	H22. 11. 1	仮設住宅の建設
災害時における測量、調査等の応急対策業務に関する協定	社団法人福井県測量設計業協会	H22. 11. 1	災害状況調査
災害時における被害状況調査の応援協力に関する協定	坂井市測量・建設コンサルタント協会	H22. 11. 1	災害状況調査
災害時における応急対策活動に関する協力協定	あわら市電設協会	H25. 1. 15	公共施設の電気施設の応急復旧等
災害時における郵便局とあわら市間の協力に関する協定	郵便局	H27. 11. 9	臨時の郵便差し出し箱の設置等
激甚災害支援協力に関する協定	あわら市ゴルフ場協議会	R2. 6. 30	大災害時の緊急避難所の施設等提供
災害時における廃棄物処理等の協力に関する協定	一般社団法人 福井県産業資源循環協会	R5. 3. 15	災害廃棄物の処理等の協力
災害福祉活動に関する相互連携協定	あわら市社会福祉協議会、あわら三国ライオンズクラブ	R5. 6. 27	避難所や災害ボランティアセンター開設時に不足する設備や資機材等の提供と人的支援

③企業等との協定

協定名称	協定の相手	締結年月日	主な内容等
災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定	NPO法人 コメリ災害対策センター	H18. 9. 21	生活物資の供給
災害時における支援協力に関する協定	セツカートン株式会社	H23. 8. 30	ダンボール製品の提供
災害時における生活物資の供給協力等に関する協定	福井県民生活協同組合	H26. 7. 18	生活物資の供給
災害時における臨時災害放送局開設の協力に関する協定	福井街角放送(株)	H29. 2. 9	臨時災害放送局開設の協力

協定名称	協定の相手	締結年月日	主な内容等
自然災害による排水機場機械・電気設備緊急工事の請負に関する協定	(株)電業社機械製作所	H29. 7. 10	排水機場機械・電気設備の復旧
災害に係る情報発信等に関する協定	ヤフー株式会社	H31. 3. 26	災害時における緊急情報の発信
災害時における支援協力に関する協定	イオンリテール株式会社	R1. 8. 9	生活物資の供給
特設公衆電話の設置・利用に関する協定	西日本電信電話株式会社	R3. 3. 29	特設公衆電話の利用
防災減災パートナーシップに関する協定	福井放送株式会社	R4. 8. 19	災害時における緊急情報の発信、出前授業